

産業廃棄物処理計画書

平成29年 5月 31日

高知市長 岡崎誠也 殿

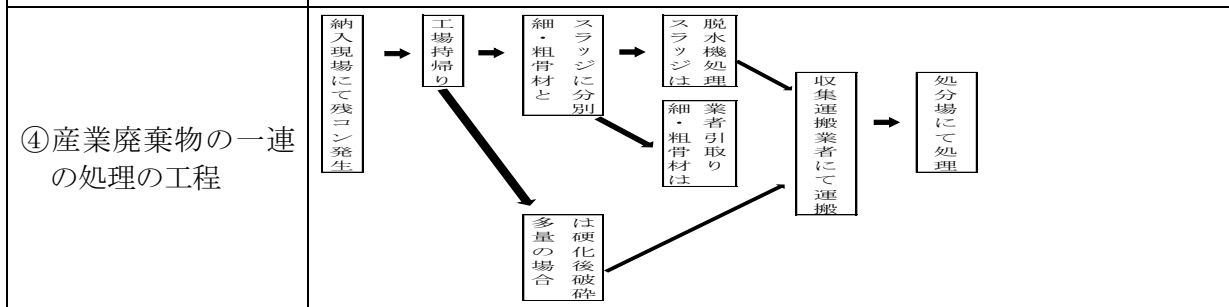
提出者
 住 所 高知市鴨部上町2番13号
 氏 名 有限会社高知コンクリートサービス
 代表取締役 石原 昇
 電話番号 088-844-1411

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	有限会社高知コンクリートサービス
事業場の所在地	高知市鴨部上町2番13号
計画期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	窯業・土石製品販売
②事業の規模	年度実績 約332,000,000円
③従業員数	5名



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 工場長 (廃棄物処理統括責任者) ↓ 製造主任 (代理廃棄物処理責任者) ↓ 収集・運搬業者 (委託) ↓ 廃棄物処理業者 (委託)			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度 (28年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート陶磁器くず	
	排出量	2,060 t	t
	(これまでに実施した取組) 27年度実績は排出量1,170 tであり抑制計画として購入者に納入量を正確に算出するよう要請し排出量を抑制するよう計画したが、本年度は予想以上に各納入現場で残コンクリートが発生した。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート陶磁器くず	
	排出量	1,000 t 未満	t
	(今後実施する予定の取組) 残コンクリートは納入現場によって発生量に差がある。28年度はこれまでになく多く発生した。本年度も引き続き多量に発生するとは考えられないが再度、購入者に対して注文及び終了手前で納入量を正確に算出してもらい残コンクリートの発生量を抑制する。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 細骨材、粗骨材及び脱水ケーキ、コンクリートくずに		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 28年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	回収骨材	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	約110 t	t
	(これまでに実施した取組) 水道管保護砂やアスファルト舗装路床材に使用		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	回収骨材	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	約110 t	t
	(今後実施する予定の取組) 水道管保護砂やアスファルト舗装路床材に使用		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 27年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート陶磁器くず	
	全処理委託量	2,060 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 処分業者に委託しており適正処理している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラス・コンクリート陶磁器くず	
	全処理委託量	1,000 t 未満	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物のリサイクルを推進し、環境負荷の一層の低減を図る。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。